

## 新型老健に転換した場合の経営収支見込みについて

京北病院の療養病床（26床）すべてを新型老健に転換した場合の収支について、施設機能の前提条件を別表1、別表2のとおりとし、診療報酬単価や患者数等については、平成20年度実績を基に、次に掲げる収支試算の表の備考欄に記載した条件の下に試算を行ったところ、単年度収支の均衡が見込まれる。

## 収支試算

(単位：千円)

項 目	平成20年度実績	平成23年度転換後	備 考
入院収益（一般病床）	256,015	286,421	1日平均患者数⑳28人→㉓32人（+4人） （亜急性期6床のうち4床分の患者増） 単価⑳25,097円 →㉓25,097円
入院収益（療養病床）	112,486	-	1日平均患者数⑳20人→㉓26人（+6人） 単価⑳15,586円 →㉓14,535円
入院収益（老健施設）	-	137,937	（参考：介護療養のみ単価⑳14,258円）
外来収益	214,482	187,829	⑥6,227円×34,455人→⑤4,476円×34,300人
診療所収益	20,326	12,786	⑥6,477円×3,138人→④4,960円×2,578人
訪問看護	32,951	39,552	⑨9,551円×3,450人→⑨9,888円×4,000人
一般会計繰入金	166,000	-	⑳決算166,000千円 →㉒予算204,000千円
運営費交付金	-	204,000	㉓204,000千円
その他の収益	26,154	27,601	
<b>収益合計（A）</b>	<b>828,414</b>	<b>896,126</b>	
人件費	587,486	568,751	・看護師は、一般病棟、老健ともに、2人夜勤体制が維持可能な職員数（別表2）で試算 ・薬剤師、臨床検査技師、事務職員それぞれ1人減で試算（事務以外は㉑実施済）
（下記以外）	(514,581)	(467,594)	
（退職手当・退職引当）	(0)	(24,924)	
（法定福利費）	(72,905)	(76,233)	
材料費	100,954	59,400	院外処方による薬品費の減（21年8月実施済）
経費	202,073	193,930	委託料の節減
その他の費用	104,070	70,583	減価償却費の減等
<b>費用合計（B）</b>	<b>994,583</b>	<b>892,664</b>	
<b>経常損益（A）－（B）</b>	<b>△166,169</b>	<b>3,462</b>	

単年度赤字

単年度収支均衡

施設機能の前提条件

機能	現行		介護療養病床廃止後 新型老健シフト
入院	一般病床 41床 (うち亜急性期病床6床)	⇒	一般病床 微減 39床 (うち亜急性期病床6床)
	療養病床26床		医療保険適用14床 介護保険適用12床
外来	内科, 外科, 整形外科, 泌尿器科, 眼科, 小児科, 婦人科 ※ 22年度から婦人科を休止		(現行どおり)
救急	夜間, 休日を含めた救急体制		(現行どおり)
診療所	4診療所, 週5日開設 (1箇所週2日, 3箇所週1日)		(現行どおり)
訪問診療 訪問看護	在宅診療の取組		(現行どおり)

## 収支試算における看護・介護職員の人員体制の変化

(単位：人)

区 分		平成20年度	(参考) 平成22年度 (22年4月)	23年度 (試算上の 職員数)	比較増△減 (対20年度)
一般病床	看護職員	20 (うち非常勤2)	17 (うち非常勤1)	17 (うち非常勤2)	△3 (±0)
	介護職員	4 (うち非常勤4)	3 (うち非常勤3)	1 (うち非常勤1)	△3 (△3)
療養病床	看護職員	10 (うち非常勤3)	10 (うち非常勤3)	-	-
	介護職員	5 (うち非常勤3)	5 (うち非常勤3)	-	-
老健施設	看護職員	-	-	9 (うち非常勤2)	△1 (△1)
	介護職員	-	-	6 (うち非常勤5)	+1 (+2)
放射線担当		1 (うち非常勤1)	0	0	△1 (△1)
病棟等小計		40 (うち非常勤13)	35 (うち非常勤10)	33 (うち非常勤10)	△7 (△3)
看護師長		常勤 1	常勤 1	常勤 1	±0
外来看護職員		8 (うち非常勤5)	8 (うち非常勤5)	8 (うち非常勤4)	±0 (△1)
訪問看護	看護介護職員	5 (うち非常勤5)	4 (うち非常勤2)	5 (うち非常勤3)	±0 (△2)
	保健師	常勤 1	常勤 1	常勤 1	±0
病棟以外小計		15 (うち非常勤10)	14 (うち非常勤7)	15 (うち非常勤7)	±0 (△3)
合 計		55 (うち非常勤23)	49 (うち非常勤17)	48 (うち非常勤17)	△7 (△6)

<参 考>

○ 新型老健（医療療施設併設型介護療養型老人保健施設）の場合は、施設基準上、看護職員6：1，介護職員6：1以上の配置が必要であるため、定員29人に対して、実人数で看護職員5人，介護職員5人の合計10人を配置する必要がある。

○ 夜勤制限に伴い必要となる看護職員，介護職員配置実人数のイメージ

夜勤時に看護職員1人，介護職員1人の合計2人を配置することを想定し，1人が夜勤に従事できる回数を月8回に制限した場合は，実人数で16人の看護職員，介護職員を確保する必要がある。

勤務時間帯	1日当たり 必要人数	1月当たり 延べ必要人数
準夜	2人	62人
深夜	2人	62人
延べ必要職員数	4人	124人

↓

$$124人 \div 8回 = 15.5人 \Rightarrow 16人必要$$

（ 15人（看護師9人，介護職員6人）を配置し，

0.5人分は，外来，訪問看護からの応援で対応